

(案)

環地域調発第●●号
 環地温発第●●号
 環循適発第●●号
 警察庁丁会発第●●号
 こ成事第●●号
 消防総第●●号
 5施施助第●●号
 5教地推第●●号
 5文企調第●●号
 5ス参地第●●号
 医政地発XXXX●号
 社援総発XXXX第●号
 社援保発XXXX第●号
 障企発XXXX第●号
 老高発XXXX第●号
 老推発XXXX第●号
 老健発XXXX第●号
 健生水発XXXX第●号
 国水下企第●●号
 国住備第●●号
 令和6年●月●日

各都道府県環境行政主管課長
 各都道府県廃棄物行政主管課長
 各都道府県警察本部関係課長
 各都道府県児童福祉主管課長
 各都道府県消防防災主管課長
 各都道府県教育委員会施設主管課長
 各都道府県生涯学習・社会教育主管課長
 各都道府県教育委員会指導事務主管課長
 各都道府県文化行政主管課長
 各都道府県スポーツ施設主管課長
 各都道府県衛生主管課長
 各都道府県福祉行政主管課長
 各都道府県民生主管課長
 各都道府県障害福祉主管課長
 各都道府県介護保険主管課長
 各都道府県水道行政担当課長
 各都道府県下水道主管課長
 各都道府県公営住宅主管課長

殿

環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官
 環境省地球環境局地球温暖化対策課長
 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
 警察庁長官官房会計課長
 こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）
 消防庁総務課長
 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長
 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
 スポーツ庁参事官（地域振興担当）
 文化庁企画調整課長
 厚生労働省医政局地域医療計画課長
 厚生労働省社会・援護局総務課長
 厚生労働省社会・援護局保護課長
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
 厚生労働省老健局高齢者支援課長
 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
 厚生労働省老健局老人保健課長
 厚生労働省健康・生活衛生局水道課長
 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課長
 国土交通省住宅局住宅総合整備課長

地方公共団体保有施設における太陽光発電設備の導入目標の設定および取組の促進について

2030年度の温室効果ガス46%削減や2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）において、2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指すこととされています。また、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」（令和3年10月22日公表）における2030年度の太陽光発電の導入見込みにおいては、公共部門が率先して実行することで6.0GW分の導入が見込まれております。

この点、地方公共団体は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項に基づき、政府が策定する「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）に即して、地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定することとされており、「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体実行計画（事務事業編）に関する取組は、政府実行計画に準じて行うことが求められています。

このような観点から、地方公共団体においては、区域の事業者・住民の模範となるよう、設置可能な施設の約50%以上に太陽光発電設備を設置するという導入目標の設定などを通じて、自ら率先的な取組を行っていただきたいと考えております。

また、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、施設種別に2030年度の再生可能エネルギー（主に太陽光）の導入目標を策定することとされていることを踏まえ、令和6年3月25日に「第2回公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」を開催し、地方公共団体が保有する施設について、各行政分野の施設を所管する関係省庁において、施設種別にkWベースの太陽光発電設備の導入目標を設定いたしました（別添1）。

つきましては、政府の支援や情報提供等も活用しつつ、各施設を所管する部局が連携して、公共施設等における太陽光発電の導入に率先して取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。また、各都道府県の御担当者におかれましては、貴管内市町村へ御連絡いただきますようお願いいたします。

記

1. 公共施設等への太陽光発電の導入等にかかる政府による支援・情報提供

公共施設等への太陽光発電の導入に当たって、下記の補助金等の活用が考えられるほか、ガイドライン・事例集等を作成しております。これらも活用しつつ、関係部局による適切な連携の下、率先した取組をお願いいたします。

(1) 交付金や補助金等の各種支援策

- ・ 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援）（別添2）
- ・ 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（別添3）
- ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（別添4）
- ・ 建築物等のZEB化・省CO₂化普及加速事業（別添5）

- ・ 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（別添6）
- ・ 脱炭素化推進事業債（別添7）
- ・ 就学前教育・保育施設整備交付金（別添8）
- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金（別添9）
- ・ 子ども・子育て支援施設整備交付金（別添10）
- ・ 学校施設環境改善交付金（別添11）
- ・ 公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業（別添12）

(2) ガイドライン・事例集等

- ・ PPA 等の第三者所有による太陽光発電設備導入の手引き
（環境省 HP：https://www.env.go.jp/page_00545.html）
- ・ 太陽光発電設置可能性簡易判定ツール
（環境省 支援サイト：
https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual2.html#screening_tool）
- ・ 公共施設等の脱炭素化の先行事例（総務省・環境省作成）
（https://www.soumu.go.jp/main_content/000888526.pdf）

2. 太陽光発電の導入状況にかかるフォローアップについて

地方公共団体施設への太陽光発電の導入状況については、「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」（以下「施行状況調査」という。）を通じて引き続き調査をさせていただきます。

施行状況調査で取りまとめた結果については、来年度以降に開催する「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」の場等で関係省庁へ共有し、公共部門全体の目標達成に向けた進捗状況を確認していきますので、環境部局と各施設を所管する部局が連携の上、当該施行状況調査への回答に御協力いただきますようお願いいたします。

(添付資料)

- 別添1 公共施設における太陽光発電設備導入ポテンシャルの集計結果及び導入目標
- 別添2 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業の概要
- 別添3 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業の概要
- 別添4 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の概要
- 別添5 建築物等のZEB化・省CO₂化普及加速事業
- 別添6 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業
- 別添7 脱炭素化推進事業債の概要
- 別添8 就学前教育・保育施設整備交付金の概要
- 別添9 次世代育成支援対策施設整備交付金の概要
- 別添10 子ども・子育て支援施設整備交付金の概要
- 別添11 学校施設環境改善交付金の概要
- 別添12 公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業の概要

※令和6年3月に開催された「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」の会議資料や要旨については、下記環境省 HP にて公表しています

(会議全体 URL) https://www.env.go.jp/page_00951.html

(第2回議事次第・資料 URL) https://www.env.go.jp/page_00952.html

(本通知に関すること)

(地方公共団体が保有する公共施設等の脱炭素化に関すること)

環境省大臣官房

地域脱炭素政策調整担当参事官室

電 話 : 03-5521-8234

メール : SOKAN_CHIIKI@env.go.jp

(政府が保有する公共施設等の脱炭素化に関すること)

環境省地球環境局

地球温暖化対策課

電 話 : 03-5521-8249

メール : chikyu-ontaika@env.go.jp

(建築物等のZEB化・省CO₂化普及加速事業及び民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に関すること)

環境省地球環境局

地球温暖化対策課

地球温暖化対策事業室

電 話 : 0570-028-341

メール : chikyu-jigyo@env.go.jp

(脱炭素化推進事業債に関すること)

総務省自治財政局財務調査課

電 話 : 03-5253-5647

メール : k-management@soumu.go.jp

(こども家庭庁の交付金に関すること)

こども家庭庁成育局 参事官 (事業調整担当)

電 話 : 03-6863-0286

メール : shisetsuchousei.chousei2@cfa.go.jp

(公立学校施設の交付金等に関すること)

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

施設助成課

電 話 : 03-6734-2000

メール : sisetujo@mext.go.jp

(公営住宅の国庫補助等に関すること)

国土交通省住宅局

住宅総合整備課

電 話 : 03-5253-8507

メール : hqt-jutaku-shikkou@gxb.mlit.go.jp